

賃貸借契約書（2者）

宮崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、ネットワーク機器等の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲にネットワーク機器等（以下「機器等」という。）を賃貸し、甲は、これを賃借するものとする。

2 機器等の設置場所、内容及び数量は、別紙明細書（以下「明細書」という。）のとおりとする。

（賃貸借期間）

第2条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、機器等の賃貸借の期間（以下「賃貸借期間」という。）は、令和6年3月1日から令和11年2月28日までとする。

（賃貸借料等）

第3条 機器等の賃貸借料（保守に要する費用を含む。以下同じ。）並びに消費税及び地方消費税額（以下「賃貸借料等」という。）は、次のとおりとする。

なお、この契約の解除により賃貸借期間に1箇月未満の端数が生じた場合は、賃貸借料等の月額を日割計算するものとする。

賃貸借料	金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	（月額	金〇〇〇〇〇〇〇円）
消費税及び地方消費税額	金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	（月額	金〇〇〇〇〇〇〇円）
合計	金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	（月額	金〇〇〇〇〇〇〇円）

（納入に係る費用）

第4条 機器等の納入に必要な運送費、組立配線費及び現地調整等に要する費用（保険料を含む。）は、乙の負担とする。

（契約保証金）

第5条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇〇〇〇〇円を甲に納付しなければならない。（契約保証金は、免除する。）

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

（賃貸借料等の請求及び支払）

第6条 賃貸借料等は、毎月分割払とし、乙は、翌月の〇日までに賃貸借料等の月額を記載した支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の適法な支払請求書の提出があったときは、その日から起算して〇日以内に乙に賃貸借料等の月額を支払うものとする。

（機器等の取替え又は改造）

第7条 機器等の取替え又は改造は、甲乙協議の上、行うものとする。

2 機器等の取替え又は改造によって契約内容を変更する必要がある場合は、変更契約の締結をするものとする。

(契約不適合責任)

第8条 機器等の種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しない場合は、その補修、交換等については乙の責任で行うものとする。

(機器等の移転)

第9条 甲の都合により機器等を明細書に掲げる設置場所から移転する必要がある場合は、甲乙協議の上、移転を行うものとする。この場合における機器等の移転に要する費用は、甲の負担とする。

(機器等の返還)

第10条 甲の都合による契約の解除により機器等を返還する場合は、甲は他の機械器具の取り外し等によって機器等を引渡し当時の状態に戻すものとし、機器等の返還に要する荷造り及び運送の費用は、甲の負担とする。

2 乙の都合による契約の解除又は契約期間満了に伴う機器等の撤去に要する荷造り及び運送の費用は、乙の負担とする。

(管理義務)

第11条 甲は、善良な管理者の注意をもって機器等を管理するものとする。

(秘密の保持)

第12条 乙又は乙の指示に基づいて機器等の納入、保守等の業務に従事する者は、この契約の履行に当たって知り得た甲の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、賃貸借期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(情報セキュリティ対策)

第13条 乙は、賃貸借及び保守に係る業務を処理するためネットワーク、情報システム及び情報資産を取り扱うに当たって、別記情報セキュリティ関連業務特記事項を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第14条 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

(3) 乙の役員等（乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。甲又は乙は、相手方がこの契約の義務を履行しない場合は、相手方に催告を行った後、履行の誠意がないと認めるときは、文書によってこの契約を解除することができるものとする。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額され、又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(契約に係る費用)

第16条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第17条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年〇月〇日

甲 宮 崎 県
工業技術センター所長 ○○ ○○ 印

乙 ○○市○○町○○番地
○○○
代表者 職 氏 名 .